

「(仮称) 海南・紀美野風力発電事業」環境影響評価方法書に係る  
環境の保全の見地からの和歌山県知事意見

1 基本的・全般的事項

(1) 環境影響評価に取り組む姿勢

本事業は、国内でほとんど運用実績がない規模の大型の風力発電設備を相当数設置する大規模な事業であり、資材搬入に必要な道路の整備や風力発電設備本体設置工事、風力発電設備の稼働に伴う環境影響は未知であることから、これを、調査、予測及び評価することは容易ではないと考えられる。

このため、本事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、制度に規定された手続を機械的に履行する、あるいは、これまでの同種の事業の環境影響評価の内容を踏襲し、一定の基準を満たせばよいという姿勢ではなく、事業の規模・内容や地域の実情に応じ手法を工夫する等、柔軟に対応するとともに、地域の当該事業に対する不安の声等、様々な意見に真摯に答えていくという姿勢で調査、予測及び評価に取り組むこと。

(2) 具体的な事業計画に基づく環境影響評価の実施

本事業については、前段階の配慮書手続において、使用する風力発電機の具体的な諸元を明らかにした上で、住民や関係自治体からの意見を十分に勘案し位置等について検討するよう当職から意見を述べたところである。しかしながら、方法書では、風力発電設備の設置地点、使用を予定している風力発電設備の具体的な諸元や資材搬入路を含む具体的な工事の内容等、事業計画全般について確定的なものが示されておらず、このままこの方法書に基づき、調査、予測及び評価を実施した場合、自然環境や生活環境の保全が適切に行われるのか非常に懸念される。

このため、本事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、先ず、具体的な事業計画を策定、明示した上で、環境影響評価項目の選定並びに当該項目に関する調査、予測及び評価の手法を見直すこと。

その上で重大な環境影響を回避又は十分に低減できる根拠を明らかにすること。

(3) 事業計画等の見直し

本事業の実施による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の規模、配置等の再検討を中心に、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画全体の見直しを行うこと。

(4) 累積的な影響

本事業の近隣で当該事業者が別に計画している風力発電所及び他事業者による稼働中の風力発電所との累積的な環境影響について、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の規模、配置等を検討すること。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## (6) 関係機関等との連携及び住民への説明

方法書に対し数多くの意見が寄せられており、対象事業実施区域及びその周辺で生活する人々が、本事業について、非常に不安を感じていることは明らかである。

このため、本事業の今後の検討に当たっては、関係する地方公共団体の意見を十分踏まえ、環境影響評価手続を進めるとともに、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音等に係る環境影響

ア 対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が立地する集落が存在している。集落の中には複数の風力発電設備の設置予定範囲に近接する場合があることから、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の規模、配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について、十分に配慮して適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を、住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

イ 調査地点について、方法書では、「風力発電機設置予定範囲にできる限り近い地点」としているが、あくまで予定範囲であり、実際の設置地点に近接しているかどうかは不確定である。このため、調査地点については、「風力発電機設置予定範囲」周辺に存在する全ての住宅等について影響を予測、評価できるよう再検討すること。なお、調査地点の再検討に当たっては、残留騒音や風車騒音等は測定する場所の地形等によって異なることを十分勘案すること。

### (2) 風車の影に係る環境影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が立地する集落が存在しており、集落によっては複数の風力発電設備の設置予定範囲に近接する場合があることから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の規模、配置等の検討に当たっては「風力発電機設置予定範囲」周辺に存在する全ての日常生活の場、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を日常生活の場、住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、サシバやハチクマ等の主要な渡りの経路となっている可能性があることから、本事業の実施により風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 植物及び生態系に対する影響

方法書では、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新增設に関する工事計画は明らかにされていないが、対象事業実施区域の状況から見て、非常に多くの土地の改変が行われる

ことが予想され、植物及び生態系の消失等の影響が懸念される。

このため、風力発電設備の規模、配置等の検討に当たっては、対象事業実施区域の全域において、まず現地調査により天然林等、自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにし、それが、和歌山県内及び国内において、どの程度の価値、希少性があるかについて明らかにすること。その上で、事業を実施することによる植物及び生態系への影響について調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、必要に応じ風力発電設備の基数の削減や、対象事業実施区域の縮小等を行い、土地の改変を回避又は低減し、天然林等、自然度の高い植生等を保全すること。

#### (5) 景観に対する影響

- ア 対象事業実施区域の周辺には、生石高原県立自然公園内に位置する「生石高原」等の眺望点が位置しており、本事業の実施によりこれら眺望点及び眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、主要な眺望点からの眺望景観の著しい妨げとなる風力発電設備の設置及び山稜線を分断する等、眺望の対象に著しい支障を及ぼす風力発電設備の配置を回避すること。
- イ 風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新增設工事に伴う土地の改変による景観への重大な影響も懸念されるため、風力発電設備の存在だけでなく、土地の改変による影響も十分に勘案して、調査、予測及び評価を行うこと。
- ウ 調査期間については、周辺の自然景観の四季の変化を十分に勘案すること。
- エ 景観調査地点の選定に当たっては、文献による調査等を十分に実施した上で、必要に応じ適切な地点を追加選定すること。
- オ 身近な生活空間としての景観、いわゆる囲繞景観について、特に山間部の集落にあっては巨大な風力発電設備等による圧迫感を受けやすいと考えられる。このため、風力発電設備が視認される範囲内に存在する全ての住居等からの囲繞景観への影響についても調査、予測、評価を行うこと。

#### (6) その他

- ア 環境影響評価の図書は、専門的な内容が多く膨大な量となることから、準備書の作成に当たっては、可能な限り住民等地域社会にわかりやすい内容となるよう配慮すること。
- イ 準備書のインターネットでの公表に当たっては、広く環境保全の見地からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくなど、利便性の向上及び住民等との相互理解の促進に努めること。
- ウ 関係地方公共団体である市町の長から提出された環境の保全上の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。

和歌山県知事 仁坂吉伸 様

海南市長 神出政巳

「(仮称)海南・紀美野風力発電事業」に係る環境影響評価方法書に対する  
環境の保全の見地からの意見について (回答)

平成30年6月4日付、環生第06010003号で照会のあったこのことについて、下記  
のとおり回答します。

#### 記

東日本大震災以降、風力発電をはじめとする再生可能エネルギーなどを、これまで以上に  
推進する必要性は認識している。

しかしながら、本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、元来、静穏な地域で、その地  
域に定格出力4,500kW程度、全高約150m、ローター直径約130m、ハブの高さ約85mの大  
規模な風力発電機を15基程度設置することにより、地域の生活環境、自然環境などに影響を  
及ぼすことが懸念されることから、本事業に係る意見は次のとおりである。

#### 1 総括事項

- (1) 経済産業大臣より配慮書に対する意見で「事業実施想定区域の周辺において、他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、それらの複数の事業において実施された調査結果等の情報の活用、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。」とあるが、事業者の考えを再度示されたい。
- (2) 和歌山県知事より配慮書に対する意見で「速やかに、使用する風力発電機の具体的な緒元を明らかにした上で、住民や関係自治体からの意見を十分に勘案し位置等について検討を行うこと。重大な環境影響が避けられないと判断した場合には、対象事業実施区域の見直し及び基数や出力の削減を含む事業計画全体的見直しを行うこと。」とあるが、事業者の考えを再度示されたい。
- (3) 施設建設工事等で搬入道路を使用することについては、地域の生活環境や防災面への影響が大きいことから、残土処分場、沈砂池を含む設備の位置・規模・構造や改変・伐採

面積、使用機材等の機数や諸元を含む工事計画など事業内容を可能な限り詳細に記載し、それらを踏まえた適切な環境影響評価の項目や手法とすること。

特に、方法書から想定される市道については、道路が狭隘で一方通行区間となっている箇所が多く、地域住民の生活環境への影響が懸念されるため、シュミレーションを十分かつ綿密に実施し、その結果を準備書に記載すること。

(4) 事業計画の具体化に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から、複数案の検討などにより風車等の基数・配置・構造等の決定、改変面積の最小化や環境保全措置等の検討を行うこと。

(5) 低周波音の健康被害については未解明な部分も多いが、過去の被害事例等を調査した上で、科学的根拠及び国外を含む同様事例の実証データを具体的に示し、安全を考慮した厳しい値で評価するなど、健康被害と距離との関係を丁寧に調べ、準備書に記載すること。

(6) 地域住民からは、騒音・低周波音による健康被害への影響や土地の改変による土砂災害への懸念など、生活環境や自然環境への影響を危惧する意見が多数寄せられている。事業者の住民意見への見解を見る限り、地域の実情を十分加味した具体的な見解に至っていないと思われる。事業者としての説明責任を果たすとともに、能動的に住民の意見を受ける等、不安や疑問の解消のため、積極的に地域との対話に努めること。

## 2 個別事項

### (1) 騒音及び低周波音について

ア 風力発電機について、メーカー、機種、定格出力（最大出力）時のパワーレベルやその際の風速、純音成分の有無などの諸元を準備書に記載すること。

イ 既設風力発電機についても、十分に把握、精査した上で、詳細な調査を行うこと。また、本事業に係る騒音、低周波音の調査、予測、評価は、風向・風速などの気象条件や地形、民家等の配置などの地域特性を踏まえて、環境影響が最大になると考えられる条件下や夜間など静寂な状態からの増加分について行うこと。

ウ 騒音・低周波音に関しては、住民説明会や方法書縦覧時に多くの意見が出されているため、内容を十分精査して、その主旨を理解した上で、過去の実績、地域の実情などに基づいた地区別の影響を具体的に準備書に示すこと。

### (2) 水質について

ア 排水の具体的な計画を準備書に記載するとともに、供用後の管理事務所からの排水による水の濁り、水の汚れを項目として設定し、下流河川への影響について、調査、予測、評価を行い、必要に応じ環境保全措置を検討すること。

イ 残土処分場や事業実施に伴う法面からの濁水による影響が考えられることから、土地又は工作物の存在に係る水質について、評価項目として選定すること。

(3) 地形及び地質について

大型風力発電機は、安定した地盤上に建設されることが不可欠であるが、対象事業実施区域周辺の地形及び地質については、台風等による大雨による土砂災害を度々受けている地域であることから、地盤調査を実施して適切な施行計画を策定し、その結果を準備書に記載すること。

(4) 風車の影について

施設の稼働に伴う風車の影による影響について、周辺住民の生活等に影響が及ぶことがないよう、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 生態系について

配慮書に対する意見で述べた以外では、和歌山県のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に分類されているカスミサンショウウオの生息地が含まれていることから、本事業が与える影響について十分調査・検討し、準備書に記載すること。

(6) 景観について

景観についての本市の意見に対する事業者の見解は、景観への影響を極力低減するように配置等について十分検討するとされているが、位置や大きさを示し、威圧感や圧迫感、影などが周辺の地域にどのように影響するのか具体的に示すこと。

(7) 電波障害について

電波障害についての本市の意見に対する事業者の見解は、NHKをはじめとした各社との協議を実施するということであるが、その協議結果を示すこと。

(8) 廃棄物等について

準備書において、除草作業により発生する草木、風力発電施設の稼働中及び廃止後に発生する風力発電施設等の発生量を予測評価の対象に加えるとともに、その処理方法についても記載すること。

(9) 各種法令等の遵守と関係各課からの本市意見について

事業者見解で協議するとなっている項目については、具体的な大きさ、設置場所等の計画を示し、関係各課と協議を行うようにすること。

(10) その他

- ア 事業計画は、事業の廃止による施設の撤去及び原状復帰、またその費用を見込んだの計画となっているのか。事業者の考え方を示すとともに責任の所在を明らかにすること。
- イ 本方法書では、事業計画に対して想定される問題を、どういう調査でどのように予測し、どう対応するかがわからない。地域住民へ配慮し、地域住民が納得できるように、しっかりと説明すること。

紀住第 576号

平成30年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸 様

紀美野町長 寺本光嘉

「(仮称) 海南・紀美野風力発電事業」に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (回答)

平成30年6月4日環生第06010003号で照会のあった標記の件について、下記のとおり意見を提出します。

#### 記

#### 総括的事項

「(仮称) 海南・紀美野風力発電事業」に伴う配慮書について、本事業の配慮書は「(仮称) 海南・紀の川風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」であると方法書に記載している。しかし、関連性はあるものの事業名、事業者、事業計画区域が異なる。そのため、この事業について一貫性に欠けることから配慮書とは認められない。環境影響評価法の手続きに基づき、この事業における配慮書から作成すべきである。

事業実施個所（風力発電機の設置位置）について、ライン（線）で表記されている。そのため、調査区域が広大になることが想定される。これでは、綿密で正確な環境影響調査が行われるとは考えにくい。方法書において、より点に近い実施個所を定め、それを中心とした周辺環境影響評価を行っていくことで適正な調査が行われる。実施個所を定め、それに適した方法書を作成すべきである。

「(仮称) 海南・紀の川風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する紀美野町長意見に対して、事業者の見解が記載されている。町長意見では、方法書に具体的な調査方法や解決方法について明記することを要望しているが、事業者の見解は、具体的な内容が記載されていない。そのため、問題を準備書へ先送りしているように懸念している。

環境面や災害面、また風力発電施設の運用による健康への影響など、事業実施を不安視する地域住民の意見が多数認められることから、事業を進めるにあたっては、当該地域の特性を考慮したシミュレーションの実施や科学的根拠に基づいた情報の提供を積極的に行うなど、地域住民の不安が払拭されるよう丁寧かつ十分な説明を実施し、すべての地域住民等の合意が得られるよう努めること。

## 個別的事項

### 3. 1. 2 水環境の状況

山林の造成や道路工事等の開発に伴い、湧き水に係る水脈への影響及び水質の汚染等が懸念される。これについて調査を行うこと。

### 6. 2 調査、予測及び評価の手法の選定

調査、予測及び評価の手法について、専門家等から意見聴取を実施した。と記載されているが、専門家の信憑性に欠けるため、専門家の氏名及び経歴を公表すること。

以下、「第 7. 1-2 表（4～6）関係地方公共団体である市町の長からの意見に対する事業者の見解（紀美野町）」に対して意見するものである。

#### No.1 紀美野町長期総合計画との整合性について

「町に暮らす人々や訪れる人々に潤いと安らぎを与える自然環境を守り生かし、次代へ継承することをまちづくりの根幹としている」このことを十分理解し、そのための対策を具体的に示すこと。

#### No.2 住民理解について

理解を得る努力について、具体的な取り組み方法が記載されていない。事業説明会開催対象地区に限らず説明会等、住民への説明の機会を設けるとのことであるが、事業実施を不安視する住民意見が多いことから、積極的に事業者から働きかける必要がある。

#### No.3 騒音及び健康被害について

本事業では単機出力 4,500 kW の風力発電機を採用予定であるが、方法書には類似した規模の 4,300 kW 級のパワーレベルが記載されている。この数値については既に国内において稼働中の発電機を測定したものでなく、風車



メーカーから提供を受けたものであるため信憑性が低い。よって本事業で採用予定の 4,500 kW の発電機のパワーレベル及び発せられる騒音、超低周波については全く予測不可能である。人体への影響についても安全を担保できるものではない。そもそも、かつてない規模の大きさかつ新規開発の機械であれば、環境省が示す風力発電施設から発生する騒音に関する指針値を超えないことを実証すること。

#### No.4 景観について

眺望景観への影響について十分な調査を行うと記載されているが、その調査方法について具体的に記載されていない。国道 370 号線上ほか眺望を目的として利用している拠点や一般住宅などから実際に住民や観光客等が目にする眺望をシミュレーションし、カラー画像等による鳥瞰図、仰見図など具体的かつ分かりやすい資料にて住民説明及び準備書への記載をすること。

また、「空一面に広がる満点の星空」をまちの魅力として、「みさと天文台」を活用し情報発信している。その活動として「みさと天文台友の会」が、全国星空継続観察で優れた活動を行ったとして環境大臣賞を受賞している。

このような中、航空障害灯の設置による天体観測への悪影響が懸念される。航空障害灯設置が及ぼす天体観測への影響調査を行うこと。

#### No.5 地形及び地質について、

現在、風力発電の建設を予定している区域は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、土砂災害危険箇所、法指定区域及び山地災害危険地区の指定等のされている区域（以下「土砂災害等危険区域」という。）や現在は指定されていないが、調査が進めば土砂災害等危険区域に指定される可能性がある区域が含まれている。方法書では、土砂災害等危険区域を除外すると記載されているが、現時点で和歌山県が公表しているマップは調査中の区域が多く、町内全域の調査が完了していない。そのため、建設予定地では広範囲での土砂災害等危険区域の調査を必ず行うこと。またその結果として災害を誘発するなどの重大な影響が予測される場合は事業計画の見直し、また計画変更にて対応不可の場合は事業計画の実施そのものを再考する必要がある。

#### N0.6 防災対策について

風力発電設備における火災は、昨年 8 月にも佐賀県で発生した。しかし、放水により機器が落下し延焼区域が広がる可能性があることから、消火できなかった。これを当町に置き換えた場合も同様で、周辺は山林であり風速も強いことに加え、火災現場には町外を経由して向かわなければならない。現状の町の組織や装備で対応することは極めて困難である。

風力発電設備の事故は、2015年3月末までに世界で1,667件発生し、そのうち242件が火災であることが確認されている。

また、火災は、落雷によりナセル内の変圧器に過電流が流れ、制御盤から発生する可能性が多い。その為、風車の破片が広範囲に飛翔し、大規模火災に発展する可能性が高い。極めて消火困難な施設を建設し運用していくこととなる。火災が発生した場合に自動消火できる設備（ナセル内部の自動消火装置設置）や組織体制を事業者の責任において整えるよう強く要望する。

（参考：日本国内の過去の事故には、風車の破片の飛翔距離が200m～300mに達したという記録がある。その飛翔物が燃焼しながら山中に落下した場合は、延焼拡大し消火することが困難となる可能性が高い。）

道路拡幅、配電線埋設等について自然環境の改変にあたっては事前調査に慎重を要する。調査の結果災害を誘発するなどの重大な環境影響が予測される場合は、事業計画の見直し、また計画変更にて対応不可の場合は事業計画の実施そのものを再考する必要がある。

#### No.7 電波障害について

町が発信しているテレビ放送との障害に対しては、NHKと協議していくと回答されている。しかし、紀美野町は難視聴地域であり、遠方から発信されている放送電波を町設置のギャップファイラー方式による施設で経由し町内へ発信している。そのため町と協議が必要となる。

また、事業計画エリアは、民家と近く風車のブレードに反射され地域一帯に障害をもたらす可能性がある。そのため、専門家による調査が必要である。電波は気候や電離層等の状況の変化に左右されることから、年間を通した調査期間を設ける必要がある。

#### No.8 文化財保護について

山林の大規模開発は、自然環境を破壊するだけでなく希少生物の生息域を狭めることとなる。現在、紀美野町の山林の殆どの地域には、特別天然記念物のニホンカモシカ、また、イノシシ・シカ・クマ等の野生動物が生息している。

開発による山林伐採や、施設が発する騒音・低周波音等の影響を受け、野生動物の住みかが荒らされることで山林内に住み着かなくなり、民家やその近隣に出没し、住民や農作物に被害を与えることが危惧される。そのためこれら野生動植物に与える影響を調査し、その対応策を講じること。また、両生類では準絶滅危惧種であるヤマアカガエル、ニホンイモリなどの希少生物も生息していることが考えられるため、十分な期間を設け調査を行うこと。

30 有田川町一環衛 第 386 号  
平成30年 7 月 2 日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

有田川町長 中山 正 隆

「(仮称)海南・紀美野風力発電事業」に係わる環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

平成 30 年 6 月 4 日付 環生第 06010003 号で意見照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

## 記

### 1. 周知について

住民への事業内容周知について、町が再三、要請したにもかかわらず、事業者は環境影響評価方法書提出段階において、事業実施区及び周辺地域の住民に、ほとんど事業説明を行っていない。

事業者は、住民に対し、真摯に事業説明をする意思があるのか疑わざるを得ない。

速やかに住民や地権者等の関係者に対して、説明会等を実施し、対象事業区域の設定や風力発電設備、並びに取付道路等の附帯設備の構造・配置・位置・規模等の必要な情報提供し、丁寧かつ十分に説明を行うこと。

今後は、住民の意向を十分に聴取して事業計画に反映し、相互理解に努めること。

### 2. 動植物への影響回避及び獣害対策について

発電設備設置により、動植物の生態系に影響を及ぼす恐れがあることから、極力、影響回避に努めること。

また、発電設備設置や設置に伴う工事により獣害等が発生したと認められる場合は地元住民の意向に沿った対応を検討のみでは無く、意向に沿った対応を実行し、周辺の農地に係る営農条件及び生活に支障が生じないようにすること。

### 3. 風力発電機の音響パワーレベル(A 特性)について

この風力事業で予定されている4, 500kW 級の風車が開発中であるため、風車メーカーから提供を受けたとして4, 300kW 級の風車発電機の音響パワーレベルを記載しているが、その風車についての概要(メーカー名・機種等)の記載が無く、情報としての信頼性、根拠がない。

また、第2. 2-9図(P.22)の定格出力と音響パワーレベルの関係図を見るに、4, 500kW 級で107デシベルとしているのは、あまりにも過小ではないか。採用予定の風車の音響レベルが不明であるならば、十分に安全側の数値をもって、予測評価を行っていただきたい。

### 4. 埋蔵文化財について

事業計画区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地である「長峰山城跡」に隣接するが、対象事業実施区域から包蔵地範囲が除外されるなど配慮が行われている。しかし、埋蔵文化財包蔵地は土中に埋もれており、周知の範囲外にも広がっている可能性があることから、包蔵地周辺における土地の掘削改変を抑えた計画となるように配慮すること。

### 5. 景観について

有田川町の町内全域が景観計画区域となっており、対象事業実施区域及びその周辺には、地域住民にとって愛着ある生石高原をはじめとする主要な眺望点及び景観資源が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査によりこれら眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、専門家等の意見を踏まえ、眺望景観への影響を回避低減し、計画について、有田川町建設課と事前に協議すること。

### 6. 工事用資材の運搬、道路等の改変について

工事用資材の運搬については生活環境や自然環境への影響が大きく懸念される事項であるため、造成工事や輸送車両の走行等による影響について調査・予測及び検討を行うこと。運搬用道路を新設する場合には排水計画を十分検討し流末水路においても改修が必要な箇所は改修を行うこと。近隣の土地に悪影響を及ぼさないようにすること。

町道及び法定外公共物(里道・水路)の形状の変更を伴う行為その他の工事をする場合は、必ず事前に有田川町建設課と協議を行い、指示された事項については遵守すること。

法定外公共物(里道、水路)の改変については、町と協議を行い、地元区、隣接地権者及

び水利組合等の同意を得ること。

農道、林道の通行や改変については、町と協議を行い、地元地権者及び受益者の同意を得ること。

#### 7. 砂防・地滑り対策及び水環境に対する影響について

対象事業実施区域の周辺には、砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域が存在しており、本事業の実施により、土砂や濁水の流出、洪水、土砂災害の発生等が懸念されることから、水循環の変化や防災面にも十分配慮の上、対策を講じ影響を回避すること。

#### 8. 消防関係の申請等について

防火対象物、危険物施設、火災予防条例で定める設備等に該当する場合は、各種申請、届出等が必要となる場合があるので事前に有田川町消防本部と協議すること。

以上